

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 7 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 平井 孝宜

署名委員 西 盛満

## 奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年7月25日(水) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市市役所 5階 委員会室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	柴清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 丸田 宗八郎

住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

- ・農地パトロールについて
- ・8月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第44号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第45号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第46号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人です。総会は成立いたしました。これから、平成30年第7回定例総会を開会いたします。それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に16番 平井 孝宜 委員と2番 西 盛満 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第41号から議案第46号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、NO.34とNO.43は取り下げの申請が出ております。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

3ページ. No.31につきましては、売買による所有権の移転でございます。5ページにありますように受人は笠利地区において、サトウキビを栽培されております。取得地には果樹を栽培する予定で経営規模拡大のためと判断いたします。

13ページ. No.32につきましては、売買による所有権の移転でございます。受人は現在、露地野菜を16a栽培しており、所有権移転面積を合計しますと、

24. 8a で下限面積を満たしております。申請取得地にも同じく野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

22 ページ. No.33 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は肉用牛を経営されており、23 ページにありますように経営面積が4丁1反で飼料作物が作付けされ、取得地にも同じく飼料作物を作付けする予定で規模拡大のためと判断いたします。

35 ページ. No.35 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。新規農家での申請になりますので42 ページに営農計画書も添付してございます。取得地にはさとうきびを植栽する予定で問題ないものと判断いたします。下限面積につきましては、次のNo.36 で所有権移転の申請が出ておりますので、合計しますと下限面積を満たしております。

43 ページ. No.36 につきましては、No.35 の受人と同一でございます。贈与による所有権の移転でございます。50 ページに営農計画書も添付してございます。取得地には同じくサトウキビを植栽する予定で下限面積も満たしておりますので問題ないものと判断いたします。

51 ページ. No.37 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。新規農家での申請になりますので58 ページに営農計画書も添付してございます。取得地にはさとうきびを植栽する予定で問題ないものと判断いたします。下限面積につきましては、次のNo.38・39 で所有権移転の申請が出ておりますので、合計しますと下限面積を満たしております。

59 ページ. No.38 につきましては、No.37 の受人と同一でございます。贈与による所有権の移転でございます。66 ページに営農計画書も添付してございます。取得地には同じくサトウキビを植栽する予定で下限面積も満たしておりますので問題ないと判断いたします。

67 ページ. No.39 につきましては、No.37・38 の受人と同一でございます。贈与による所有権の移転でございます。74 ページに営農計画書も添付してございます。取得地には同じくサトウキビを植栽する予定で下限面積も満たしておりますので問題ないと判断いたします。

75 ページ. No.40 につきましては、売買による所有権の移転でございます。畜産農家を経営されており77 ページにもありますように取得地は飼料作物を作付けする予定で、規模拡大のためと判断いたします。

85 ページ. No.41 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。取得地にはタンカンを植栽する予定で、農機具等も揃っており特に問題ものと判断いたします。

92 ページ. No.42 につきましては、売買による所有権の移転でございます。取得地にはサトウキビを栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。  
以上11件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

9番

(大山委員)

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請のNo.31について調査報告をいたします。

7月22日1時30分より渡し人、受人より申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は笠利の節田地区になります。受人はタンカンを7年前より植えたとの事でした。受人は父親とサトウキビ栽培にも意欲的に取り組んでおり、問題ないと考えております。売買による所有権移転との事で行っていただきました。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2番

(西委員)

NO.32. 農地法第3条の規定による許可申請書、7月24日火曜日12時30分頃、渡し人の自宅の方で聞き取り調査をいたしました。

渡し人のご主人が他界され12年経ってしまして、この畑で農業はしていないそうです。この畑は受人に貸していたことから、受人に売りたいという事です。地番・面積・対価等も間違いはないという事です。

次に7月22日日曜日、午後5時頃、受人に自宅の方で聞き取り調査を行いました。受人は奥さんと申請地のある場所で野菜を中心に農業をしているそうです。今回の土地の取得の理由としては、受人の畑にも近く、渡し人の畑を借りているという事で、渡し人がこの土地を売りたいと聞き買うことにしたそうです。

受人は後継者もおられます。地番・面積・対価等も申請書どおり間違いはないという事です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

12番

(濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請書No.32の土地についての調査報告をいたします。

7月22日午前9時過ぎ受人に立ち会ってもらい畑を見せてもらいました。この畑は1年前から譲渡人より借りており、すでにオクラ・ナス・里芋・落花生等、畑いっぱい野菜が植え付けられていました。周辺は牧草地になっており、この畑は周辺の牧草地より1m程上がっていて畑としては水はけも良く申し分のない畑でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりです。以上報告いたします。

14番

(中村委員)

議案第41号No.33農地法第3条の規定による申請について調査報告をいたします。

7月24日火曜日午後2時30分、受人は農作業中でありましたので、畑で聞き取り調査を行いました。この申請地2筆は十数年前に受人が資金を出されて購入したそうです。渡し人の奥さんとは身内になり、当時受人は農業をされてなかったという事で、渡し人名義にして採草地として活用していましたが、お互いが元気なうちにきちんとしたいという事で、今回の申請に至ったそうです。申請地の地番面積についても相違ないことを確認いたしました。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

5番

(福島委員)

調査報告をいたします。農地法第3条の規定による許可申請についてNo.33についての報告です。

譲渡人につきまして、平成30年7月23日月曜日午前8時半に譲渡人が経営している牛舎に伺い話を直接聞くことができました。

本人は現在育成牛を14頭飼育しているとの事で、採草地等も十分確保されて順調な経営をいたしております。

続きまして土地について報告いたします。位置図をご覧ください、申請地区は土地改良地区でありまして、本人の牛舎が申請地の右斜め上に建てられております。申請地は周囲が防風林で整備されております。現在飼料作物の刈り取りがされておりました。贈与に至ったのは受人が市外に勤務していた当時、十数年前になりますが、農地を所有する事ができなかったために受人の肩代わりとして、渡し人が購入したという事から今回贈与での所有権の移転になったという事でございます。本人も申請に間違いはありませんという事で、よろしくお願ひしますとの事でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長

(前山会長)

No.34は取り下げですのでNo.35からお願いします。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定によるNo.35、No.36について受入について調査報告いたします。

7月24日19時30分、受入に直接お話を聞くことができました。譲渡人との関係は、叔父と甥の関係になります。譲受人は現在会社員として勤めており、勤務先のサトウキビ畑も管理しているとの事です。農業機械も保持しており今後もこの土地でサトウキビを栽培する予定だそうです。その他耕作地への距離等からしても問題ないと考えております。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

10番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第41号の農地法第3条の規定による許可申請のNo.35とNo.36の譲渡人は夫婦でありますので、一緒に調査報告いたします。</p> <p>7月22日午前8時30分頃本人宅にて夫婦同席で確認しました。受人は渡し人の甥であり申請書類は間違いありませんとの事で、よろしくお祈りいたしますとの事でした。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりであります。以上報告終わります。</p>
6番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第41号の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、No.35の所有権移転、贈与の土地について、7月22日午後5時10分現地に出向き調査いたしました。先ほどお話がありましたとおり、No.35、No.36の土地についても夫婦であり、また隣接地でありますので、この土地に着きましては現在サトウキビが植栽されて管理も非常に良好な状態であります。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては、別紙のとおりでございますので委員の皆様のご審議方よろしくお祈りいたします。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>農地法第3条の案件について報告いたします。</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.37、38、39については私の調査になっておりますので同時に報告したいと思っております。</p> <p>7月20日午後4時頃に受人に直接会って話を聞くことができました。今回の申請書の内容には間違いのないとの事でした。今後農業をやりたいとの事で、現在は仮枠の下請けの会社を運営しておりますが、今後の仕事が少なくなる事も考えて、農業にも取り組みたいという事で今回、申請したそうです。</p> <p>渡し人について報告いたします。</p> <p>No.37の渡し人については、7月24日午後4時半頃に直接会って話を聞きました。本人は高齢のために譲りたいとの事でした。申請書の内容についても間違いのないとの事でしたので報告いたします。</p> <p>No.38について、渡し人は現在入院しており、会えない状態でありましたので、渡し人の妹さんに直接話を聞き、申請書の内容に間違いのないか確認しました。申請書通り間違いのないとの事でしたので報告いたします。</p> <p>No.37の土地について報告します。申請地は荒れていましたが整地され資材が置かれていました。今後農地として利用したいという事でした。</p> <p>No.38の土地につきましては、現在何本かバナナが植えてあるだけでしたが、今後は農業をしたいとの事でした。</p> <p>No.39の土地につきましては、現在利用されていませんでした。今後は農業に取り組みたいという事でした。</p> <p>農地法第3条のNo.37、38、39の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくお祈りいたします。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>No.39の農地法第3条の規定による許可申請書でございますが、贈与の件で渡し人に7月19日確認の連絡を入れました。親戚同士という事もあ</p>

り渡し人も、今後奄美に帰る予定もないという事で親戚の方に土地を譲りたいという事でしたので確認しております。以上です、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

11番

(肥後委員)

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.40の受人に対しての調査報告をいたします。

7月22日午前8時前、受人が出かける前にと受入宅へ訪問しましたが、すでに申請人は出かけており奥様が対応していただきました。

受人は奥様とともに肉用牛の生産に取り組んでおり、現在85頭を飼育しているとの事で、優秀な畜産農家です。夫婦とも60代前半で意欲的に経営に取り組んでおられます。

申請された土地は採草地用で、申請内容には間違いないのでよろしくお願いいたしますとの事でした。調査の結果3条第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

8番

(野崎委員)

議案第41号農地法第3条のNo.40の許可申請の調査報告をいたします。7月21日午前10時譲渡人の自宅におきまして調査をいたしました。譲渡人は体調が悪くて入院しております。子供さん達に話を伺いました。譲渡人は高齢で、視力も衰えて農業が難しいとの事、受人に農地を譲るという事でした。

土地につきましては、現在サトウキビが植えられてあります。サトウキビも合わせて譲渡するという事でした。譲渡人本人とは会えませんでした。子供さん達で話し合いをして、譲受人に譲渡するのは間違いのないという事でした。ご審議をよろしくお願いいたします。

なお、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

4番

(榮委員)

農地法第3条の規定によります、No.41の案件について調査報告をいたします。7月23日の午後5時過ぎ譲受人に電話をかけた上で申請内容についてお話を伺いました。なお譲受人は鹿児島において入院リハビリ中であるため、電話を通しての確認となりましたことをご了解下さい。

譲受人にお伺いしましたところ、譲渡人は叔父であることから贈与であり、農地の所在、地番、面積等、申請の記載内容に相違ないことを確認いたしております。

農地の現地確認につきましては、7月20日金曜日住用支所の原氏と共に、役勝川の上流に位置します農地に向かいました。国道58号線沿いに役勝川を挟んだ対岸に位置しまして、雑草も刈られた中にタンカン等が植栽された状況を確認いたしております。なお農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、同項第4号、同項第7号については、別紙のとおりでありますのでここにご報告いたします。以上です。

2番

(西委員)

No.41農地法第3条の規定による許可申請、7月22日日曜日午後4時

30分頃渡し人に自宅の方で聞き取り調査を行いました。譲渡人は高齢で農業はしてなく後継者もおられません。譲受人は従兄弟でもありこの畑を贈与しますという事です。地番面積等も間違いはないという事です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては、別紙のとおり報告いたします。以上です。

3番

(山下委員)

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.42について受人の調査報告をいたします。7月22日日曜日、午後3時に受人と受人の長男の方と、前田委員、山下推進員、私の計5名で受人の畑でお話を聞くことができました。94ページをお開き下さい。譲受人はマンゴー50a、タンカン250a、サトウキビを134a栽培されておるとの事でした。所有している耕耘機はハウス横に保管されていました。譲受人は建設業をされております。サトウキビを栽培されている隣が今回の申請地でありました。大変意欲的に取り組んでおり今回の申請も規模拡大のためです。問題ないと思います。そのほか農作業へ常時従事する事や、耕作地からの距離からしても問題ないと考えております。

農地法第3条の調査書につきましては第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては、別紙のとおりであります報告は以上です。

6番

(前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、No.42の所有権移転の売買について譲渡人と土地について報告します。先ほど譲受人の報告の山下委員より同行調査の要請がありまして同行いたしました。山下委員の報告のとおり7月22日日曜日、午後3時に受人のマンゴーハウスで受人と受人の息子さんと、山下委員、山下推進員、私の計5名で申請内容を確認しました。その後午後3時半過ぎに土地のある申請地へ移動し、受人の息子さん立ち会いのもと4名で調査いたしました。この土地にはサトウキビが植栽され株出し1年目で管理良好でありました。渡し人についても当日午後4時45分に渡し人の自宅において申請書の確認をいたしました。渡し人は申請書のとおり間違いのないとの事でありました。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号につきましても、別紙のとおりでございます。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

(前山会長)

調査報告は以上になります。

それではこれから本案に対する質疑に入りたいと思います。

No.31について審議いたします。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

続きましてNo.32の質疑に入ります。

No.32について、ご質疑ございませんか。

	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それではNO. 33について質疑はございませんか</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>牛は何頭おられますか</p>
5番	<p>(福島委員)</p> <p>譲渡人の牛は14頭です。</p>
事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>受人は育成牛含めて36頭です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>24ページの農機具、家畜の欄に牛の何頭を書いてないので、書いていただけよう指導していただきたいと思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他にご質疑ございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それではNO. 34は取り下げですので、NO. 35、No. 36については同じ受人ですのでまとめたいと思います。質疑はございませんか</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それではNo. 37から39も同じ受人ですのでまとめてお願いします。質疑はございませんか</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 40について質疑はございませんか</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 41について質疑はございませんか</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 42について質疑はございませんか</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p>

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

日程第4

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題いたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

110ページをお願いします。No.16につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬和光町の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告を求めます。

1番

(前山委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請についてNo.16の受人について報告をいたします。7月22日日曜日午前10時半の頃に、受人の職場で本人とお会いして聴き取りいたしました。

現在受人は龍郷町の方で自営業をされています。申請の内容については、対価、面積、地番等については間違いございませんのでよろしく申し上げますという事でございます。以上です。

事務局

(用稲局長)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.16について調査報告いたします。渡人について7月24日19時に渡人に直接お会いしてお話を聞くことができました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないと申しました。

次に土地について報告いたします。同じく7月24日19時10分、現地を確

認いたしました。和光町の国道沿いにありまして現地は現在更地の状態できれいに整備されております。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第5

議案第43号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第43号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約

<p>議長</p>	<p>の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(前山会長)  日程第6  議案第44号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には西委員に関する案件が含まれておりますので西委員の退席を求めます。  それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)  (事務局の朗読及び説明)  内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長)  これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  お諮りいたします。  議案第44号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第44号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。  それでは西委員の着席を求めます。</p> <p>(西委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)  日程第7  議案第45号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。  事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)  (事務局の朗読及び説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)  これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

	<p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第45号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第45号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第8</p> <p>議案第46号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には野崎委員に関する案件が含まれておりますので野崎委員の退席を求めます。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
推進員	<p>(白石推進員)</p> <p>奄美市の終期の43年まではおかしくないですか</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>ご指摘のとおり43年は間違いですので31年に修正をお願いします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑はありませんか</p>
推進員	<p>(丸田推進員)</p> <p>総括表の3段目の期間は7年ではないですか</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>ご指摘のとおり終期が37年になりますので7年に修正をお願いします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑はありませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第46号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

それでは、野崎委員の着席を求めます。

(野崎委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。  
これから報告事項がありますので協議会へ移します。

- ・農地パトロールの報告：名瀬地区(平井委員報告)  
住用地区(中村委員報告)  
笠利地区(吉委員報告)

議長

(前山会長)

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年 7月25日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳